

法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面(公共機関用)

(別紙1)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

受注者の見積金額を記入する

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

円(税抜き)

(注)・運搬費を含む

受注者の見積金額を記入する